

## 大都市制度（特別区設置）協議会

### 《第29回議事録》

■日 時：令和元年11月22日(金) 14:31～16:20

■場 所：大阪市役所 大阪市会 特別委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、三田勝久委員、河崎大樹委員、横山英幸委員、紀田馨委員、杉本太平委員、原田亮委員、肥後洋一朗委員、  
(名簿順) 中村広美委員、  
広田和美委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、北野妙子委員、川嶋広稔委員、西崎照明委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

定刻となりましたので、第29回大都市制度（特別区設置）協議会をただいまから開催いたします。

まず、定足数の確認ですが、本日は2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、前回に引き続き委員間協議を行ってまいります。本日は論点ペーパーの3ページに記載のとおり、組織体制、児童相談所、財産・債務、特別区設置の日、大阪府の組織、その他についての協議をお願いしたいと思います。

なお、本協議会は多くの府民、市民の皆様方がインターネット配信を視聴されておりますので、発言される場合は、まずは挙手をしていただきまして、私が指名してからマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、組織体制について、この組織体制についての協議に入りたいと思います。

特別区の職員数については、近隣6中核市をモデルにして、権限や大阪市の特性に応じて算定をした職員数を加え、これをベースにして人員マネジメントを発揮して体制整備するというのが素案の考え方です。

自民会派からは、現在の住民サービスが実施できるよう、職員数を積み上げにより算定するとのご意見がありました。特別区の職員数は法定協の協定書の法定記載事項ではありませんが、特別区設置に際しての基本的な考え方の部分でもあります。円滑に移行を行うためのものです。これにあたってまずはご意見をお願いしたいと思います。

維新、藤田委員。

(藤田委員)

大阪維新の会の藤田です。

私のほうから、維新の会としての立場を説明させていただきます。

組織体制についてですが、素案では、先ほど説明のあったように中核市並みの職員数をベースとしながら、本市の特性を考慮した補正も行っておりまして、適切な職員数が示されております。これまでの議論の積み重ねの中でその具体的な配置イメージについても示

されたところであります。

私からは、この協議会において、本来新しい自治体として特別区を誕生させるのであれば、既存自治体の平均値ではなくて、一番効率化された、最も効率化された自治体をモデルとして、今後あるべき自治体の姿を見据えながら職員数を検討すべきと主張させていただいてきましたが、これまでの議論も踏まえまして、特別区移行時における住民の安心感などにも配慮した上で、現在の素案の内容について会派として了承するものであります。

なお、加えて申し上げますが、国の自治体戦略2040構想研究会の報告書では、今後の自治体運営においては、AI、ロボティクスなどを活用して、従来の職員の半分の数でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要と、スマート自治体への転換の必要性が指摘されております。職員の数がすなわち住民サービスの質ではないということは、総務省見解として既に示されているものであります。ましてや職員数が増えるということは、一方でそれだけ固定費を押し上げて、住民サービスに投資する財源が減少するということでもありまして、我々議会としては少子高齢化の進展によって今後より少ない税収で増大する社会保障費を支えていかなければならないということを考えれば、行政側の要求水準をそのまま積み上げる積み上げ方式による職員の算定というのは、無精査に職員数を増加させ、住民サービスの低下に直結するものとして、これはちょっと議論としてはふさわしくないというふうに思っております。

以上を踏まえまして、今後、移行期間においてもIT技術の普及動向や国及び他都市の実践実例などが積み上がっていくことも注視しながら、安定的かつ最も効率的に行政運営ができる組織体制を継続的に検討されることを要望しまして、現時点では素案の内容について了解するものであります。

以上です。

(今井会長)

西崎委員。

(西崎委員)

公明の西崎でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

特別区移行後、スムーズかつ効果的に事務執行できる組織体制づくりは非常に重要でございます。一方で、住民負担を考えれば、特別区設置に伴うコストはできるだけ抑制することが望まれます。円滑に住民サービスを提供していくためには、組織と人、これは要でありまして、職員数はしっかりと精査の上、必要な職員数は確保しなければなりません。前回の協議会で素案に記載のある大阪市が実施してきた特色ある住民サービスの維持に努める、ここから「努める」を削除しまして、協定書には住民サービスの維持を明記することが合意されました。住民サービスを低下させないことが協定書に盛り込まれた上で、組織体制について素案の考え方に異論はございません。

しかし、特別区設置に当たっては、移行期間中に各局と十二分に協議を行い、住民サービスに支障を来さないことを第一に、柔軟に対応していただきたいと申し上げておきます。

以上でございます。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

自民党の川嶋です。

会長、すみません、資料の配付とパネルの掲示の許可をお願いしたいんですが。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(川嶋委員)

特別区4区B案の必要職員数という資料をお願いします。

まず、私たち以前から申しておりますけれども、特別区の職員数については、近隣の中核市の職員数をベースに算定された想定に過ぎずに、大阪府で実施されてる事務を反映したのはわずかなだと思っております。特別区設置の移行準備の段階で、素案の職員数では現在の住民サービスを維持できない、そういう恐れが高いと思っております。ですので、やっぱりこれ移行準備段階で素案の職員数をしっかりと考えておかなければいけないと思っておりますので、以前にも申し上げておりますけれども、やっぱり制度による要因と、当然我々も人事マネジメントを否定するものではありませんけれども、人事マネジメントによる影響、また将来の、先ほどもお話しありましたけれどもAI等々による職員の削減という問題とは別で、制度による人数がどれだけ変わるのかということとはきちっと示した上で、その上で人事マネジメント等の話をするべきではないかなと思っております。

こちらに出しておりますけれども、特別区素案では、そもそも不足人数、この左側ですけれども、4区B案、中核市モデルで算定した必要職員数で不足するのが、210人の採用必要数があって、あと府移管の効率化した分で120人、また児童相談所増設分で80人ということで、採用必要数が210だという話でしたけれども、以前総合区素案もありまして、この総合区素案のときにもありました集約率、また分散率という算出方法を使って我が会派で独自で試算をしたら、やはり同じ表で試算したら、必要職員数はさらに600人増えるというような計算になります。これがやっぱり制度による要因というところで、ここはしっかりと押さえた上で、この現実をしっかりと踏まえた上で議論をしていかなければいけないと思っております。昨年の平成30年12月6日には特別区設置に係る組織体制（部課別職員数）に対する人事室意見というのも出てます。ここでも同じような指摘もございますので、やはりきちっとこの必要職員数というのを算定してしなければ、移行した後に住民サービスに大きな影響、それこそ公明党さんがおっしゃってるような住民サービスの維持ができない可能性も出てきますので、人事マネジメントとは別にきちっとこの必要職員数を明記する、確保するべきだということを申し上げておきます。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

日本共産党の山中です。

私もこの素案は、この間ずっと議論してきて、その議論の過程で人事室の意見というものも聞きました。人事室からは、この素案では業務執行に支障が出かねないという指摘までされているのに、あくまで結局総数は増やさないということだけに固執をして、少しいらただけでもほぼほぼ素案どおりという、そういうことです。結局ぎりぎりまで少なく見積もった案ということで、実際には案の様ではやっていけずに特別区のランニングコストが増えてしまうということは容易に想像ができます。特別区の運営や住民サービスに大きな影響を与えることは、はっきりしているのに、そこから目を背けているという非常にご都合主義の組織体制だというふうに考えまして、私たち日本共産党は了承できません。

(今井会長)

ほかご意見ございますか。

横山委員。

(横山委員)

大阪維新の会の横山です。

質問なんですけれども、自民党さんが論点整理ペーパーに出されてるのは積み上げ方式の趣旨やったと思うんですが、今おっしゃられたのは多分市税事務所の集約率、分散率の話で、少し論点が違うように受けとるんですが、ゼロベースで見直せという意味ですか。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

積み上げ方式の中に当然こういう算定も含めてきちっとするべきだという意味で、過去からずっと申し上げております。きちっと積み上げていただければいいと思いますけれども、そこに人事マネジメントという観点で話が出てくるので、そうではなくて、きちっと制度の要因もあるでしょうということを申し上げるために、この集約率、分散率のお話をさせてもらっておりますけれども、これは前も申し上げておりますので、新たに出た論点ではないと思っております。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

総合区のとときに組織の体制を議論するときに恐らく市税事務所の平成19年の数ですね、1,200人から900人余りの人員の集約率、分散率を恐らく参考に、この特別区、1万人の人事異動に適用されてるのだと思うのですが、これは恐らく税財政委員会等でもしきりにやりとりはあったと伺っております。それは一事例で、市税事務所の平成19年の事例を用い

て特別区全員の人事マネジメントを議論するということが制度に基づく要因は全然議論されてなくて、素案はもともと、むしろ特別区が担う事務に基づいて、中核市並みの事務に加えて特別区が担う新たな政令市事務や都道府県事務も加えた人数を算出しています。制度による要因とおっしゃられるのであれば、むしろ素案が制度による要因です。

(今井会長)  
北野委員。

(北野委員)  
自民党の北野でございます。  
今の想定にすぎない職員数を提示されただけでございますので、もしもそれで住民サービスを維持できるというふうなことをおっしゃるのであれば、立証責任は素案を書かれた側にあるんじゃないでしょうか。

(今井会長)  
横山委員。

(横山委員)  
立証責任のおっしゃってるイメージがよくわからないんですけれども。

(今井会長)  
北野委員。

(北野委員)  
今提示されている職員数で住民サービスが後退しないと。今後のいろんな技術の発展によってどんどん行政も無精査に増やすのはいかなものかというご意見もございましたけれども、そういうのであれば、どの数ならば足りるんだというようなことで、素案の職員数を提示した側が、それができますよ、というふうなきっちりエビデンスを出していくのはそちらのほうじゃないんですか。

(今井会長)  
藤田委員。

(藤田委員)  
まさにおっしゃるエビデンスというのが、近隣中核市はこの人数でやってますよということであって、それも近隣中核市の中で一番人数が少ないところをとってるわけではなくて、平均値をとってますので、さらにここから圧縮することは可能だろうと。先ほどマネジメントをほかに置いてという話がありましたけれども、我々まさに近くのところニア・イズ・ベターのマネジメントを効かせるということを目的に議論しているわけですから、それを脇においてというのであれば、それはもうこの法定協議会の議論ではなくて学

説的な学者の領域になるのかなというふうに思っておりますので、会長においては議事を進行していただければと思います。

(今井会長)  
横山委員。

(横山委員)

念のためもう一度素案の考え方を申し上げます。先ほど申し上げましたように、まず特別区の算出はまず中核市並みのモデル部分ですね。これは人口に比例して算出しています。それを上回る権限の部分はそれで算出して職員数を出していると。この算定に当たって、これは人口と職員数の相関関係です。見事に人口と職員数は相関しているという、これも素案に入ってるんですが、この考え方が基になって中核市並みの事務でモデルが算出されてました。なぜここまで言うかという、これだけ綿密に計算した上で行政サービスがほかの自治体も見て適正に回ると訴えているところに立証責任を求められても非常に困るんです。

(今井会長)  
川嶋委員。

(川嶋委員)

大阪市の今の業務と中核市の平均のモデルとを考えた場合に、やっぱり大阪市のいろいろな状況が現実的に異なる部分があると思うんですね。ですので平成30年12月6日の人事室意見というのがあるわけですね。この人事室意見を踏まえても、私たちが主張しているというか今申し上げていることは、決して的外れではないと思っております。逆に、本当にこれ実現の方向に行くということになった場合に、本当に住民サービスが維持できるのか、住民サービスが滞りなく進められるのかということも考えていかなければならないんです。その責任が我々にあると思うんです。だからこそきちっとそういう、別に学術的というよりも、きちっと今ある大阪市の業務を、集約率や分散率というものも、きちっと反映し、人事室意見も反映し、その上で積み上げて考えていくべきじゃないかなと。それをまず出すべきだと。その人数にちゃんと我々示すべきではないかと思っております。その上で人事マネジメントというのは、当然それでとんでもない人数になるときに、どこまでどういう努力をしたら人数が減らせるのかということその段階で考えればというか検討したらいいのであって、これができますということで、やっぱりこういうのをちゃんと検証するにはいろんな見方でおかないと、最終的に不利益を被るのは市民でございますので、次は特別区になったときは特別区民でございますので、私たちはそうならないためにきちっとここでそういう議論を積み重ねていくべきだと思っておりますので、そういう提案をさせていただきます。ご理解いただきたいと思います。

(今井会長)  
横山委員。

(横山委員)

先ほどから人事室意見のところ、もちろん僕らも把握はしております。スケールデメリット等の定性的な懸案を指摘された人事室意見に関してはしっかり見ております。しかし、定量的にそれをこうすべきという意見はそこには記載されておりました。懸念という点では見ておりますが、それが特別区素案を覆すような知見とは思っておりません。ここに来て、それいつまで議論するねんというような提案をされても、僕らは、それは呑めないという話を再三にわたって申し上げておりました。ゴールが見えないようなそもそも論から覆すような提案を、正直言うといつまで時間かけはるつもりなんやろうなというふうに、そうとしか受けとれないので、藤田議員言うとおりで。この議論は飛ばしていただいたほうがいいと思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

私たち言ってるのは、きちっと市民の影響ないようにするためにということで、賛成のための賛成の議論をするというリスクというのがあると思うんです。だからこそきちっと責任ある判断ができるように、私たちも責任ある判断ができるようにということで提案させてもらってますし、いろいろこういう数字も教えてほしいということも言っておりますけれども、その積み重ねをしなければ議論にならないと思うんです。ゴールが決められているのかどうか知りませんが、そこに合わせるために賛成のための賛成というのも非常にリスクが高い議論だと思うので、我々はきちっと、何度も申しますけれども、本当にこれが市民サービスに影響がないのかどうかという視点できちっと検証した上で特別区素案に書くべきだと思っております。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

今回組織マネジメント、人事定数というこの素案については、知事・市長案として4区B案で出させていただいてましてね。この今の法定協議会の委員の中で、要は直接住民の皆さんにサービスを実施する役所の人事のマネジメントをやっているのは僕と吉村知事だけです。我々は、僕は知事、市長として人事マネジメントを実際やってるんです。吉村知事も市長、知事として人事マネジメントをやってるんです。だから人事の体制というのは、より現実的に見てこの組織体制が成り立つかどうかを僕らは考えて知事・市長案を出させていただいてます。これを証明できるのは何かと。川嶋委員もよくご存じのように、この8年間で、橋下、吉村両市長の間、大阪市の、先ほどから川嶋委員も言われるように、大阪府はさまざまな住民サービスの施策を増やしてきたわけですよ。いろんな形で。幼児教育無償化もそうだし、塾代助成もそうだし、いろんな形で施策は増えてるんですけども、

現実ですよ、職員数は減らしてきてるんです。これが人事マネジメント。大阪府も同じことです。だから知事・市長案として提案させていただいてるのに、何も全く根拠のない雲をつかむような話を提案してるのではなくて、実際組織マネジメントをやってきた経験に基づいて、近隣中核市の平均値をとれば十分やりくりができるという判断のもと提案させていただいてますんでね、そこは現実に見合ってるということで、ぜひご理解をいただきたいこう思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

人事マネジメント、当然知事、市長がされてるということも理解しております。いろんな行政サービスが増えてる中で職員数が増えてないというお話でございますけれども、この間大阪市におきまして外部委託、また民営化ということで人件費が物件費に置きかえられてる面もたくさんございます。私、最近、地元で陳情ありましたけれども、国保関係の事務で高度障害者の医療費助成の件に至っては、区役所であったものを全部今、一元化をしています。そちらの様子を聞くと今、全部派遣社員でということ聞いてます。そこは人件費じゃなくて物件費にかわってます。その中で逆にサービスが非常に低下してるという事例もございます。5月24日に申請を出したら、お金が、助成金がおりののが実は来年の1月8日ですなんて言われるような、そんな状況も起きております。だからいろんな人事マネジメントをやってらっしゃいますけれども、その合間合間ではいろんな問題がこのように起きて、市民の皆さんに大きな影響を与えておりますので、ですので我々は今ずっと申し上げてるような職員体制というのをきちっとしたものを特別区素案で示すべきだということを申してるわけでございます。決して人事マネジメントを否定してるわけでもなくて、そういう外部委託、民営化ということも含めてやってる中で、市民サービスが現実低下してるという今の現実も含めて、やっぱり特別区ということになったときに非常に大きな制度変更であり組織変更になりますので、その辺は私たち慎重に考えるべきだと思います。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

会長、これ今非常に残念なんですけど、素案は、これで特別区のサービスが十分回るという強い思想のもとに出されているものに対して明確な反論とその根拠が出されない以上、これはもう議論としては全く成り立ってないんですね。僕らこれ成り立つと言って出してるのに、それほんまに成り立つのという質問は非常に非建設的というか、議論としては正しいものではございませんでして、成り立たないというのであれば、成り立たない理由を言っていただかないと議論にならない。



(今井会長)

これについては、時間があるので、そしたら、わかりました。川嶋委員でそしたら終わります。

(川嶋委員)

何度も言いますけれども、別に私たちなにか妨害してるかのように感じておられるかも。違いますよ。きちっとした我々是々非々で議論をしてる中で、特別区素案にどうあるべきかということをお願いしております。やっぱりマネジメントは当然知事、市長がされてますので、その中で知事、市長のご指示で事務方がまとめられたものであります。だからこそ私たちはきちっと、当然今これは法定協議会でございます、議会の場であり法定協議会という場で同じテーブルについておりますけれども、我々そもそも二元代表制の中の議員という立場にいる以上は、やっぱりそれが本当に正しいのかどうかというのをチェックする責任もあるのではないのでしょうか。だからこそ人事室意見に基づいた、また総合区素案に書いてあった集約率、分散率など、私たち、とんでもないことを言ってるわけではなくて、常識ある範囲内で申し上げてるというふうに再度申し上げます。

(今井会長)

わかりました。素案を作った、最後理事者側から。そしたら松井委員。

(松井委員)

今、川嶋委員がおっしゃってるのは、行政の形、姿において、人事マネジメント、人員配置について意見を変えられてるんですよ。要は先ほど言われた外部委託したら住民サービスが低下をして住民の皆さんから非常に苦情があると。それは外部委託するということについては自民党の賛成も得てやってるんですよ。今の大阪市で。これは。外部委託反対するのは共産党だけなんですから。自民党も賛成の上で要は全てが正規公務員でやる必要はないじゃないかと。専門、そういう分野については外部委託でアウトソーシングして経費も抑えてやればいいじゃないかと。これ自民党も賛成して、今の大阪市でもやってるんですよ。それを今度特別区になると外部委託はやめとけと。要はサービス低下やと。これはまさにね、ダブルスタンダードの意見なので。その意見がまさに反対のための反対でしょと。大阪市のときは自民党の賛成を得てアウトソーシングしてるんだから。アウトソーシングというやり方もこれは人事マネジメントの一環なんだからね。だから我々の提案については、これは周辺でこの体制で実際行政を運営されてるんだから、これは、今の知事・市長案というものは一定役所運営はできる規模だということは、もう認めていただきたいと、こう思います。

(今井会長)

それじゃ、これ北野さん、もう手短かに。

(北野委員)

我々も今議論しているのは本市における人員マネジメントがどうかそういう話をして

るのではなく、それぞれの自治体において頑張ってるのはわかっております。今は絶対数の話をしてるわけなんです。新たな自治体に分けたときの絶対数の話をしてるわけで、著しくバランスに欠けるとするのは、財源は事業見合いで持っていくと、2,000億持っていくと。しかしながら職員数については中核市並みの想定でいってるというのが著しくバランスに欠けるんだと。考え方。この素案の作り方の考え方そのものがおかしいんだというふうなことを申し上げたかったわけなんです。

(今井会長)

はい、わかりました。これについては、時間が余りありませんので、まとめていきたいと思えます。この項目について、協議内容について一定総括させていただくわけですが、いろいろご意見ございました。近隣6中核市をモデルに、権限や大阪市の特性に応じて算定ということで、これについては科学的見地があるというふうに思えます。職員数をベースに人員マネジメントを発揮したということで、法定協のメンバーというのは基本的に市民サービスを低下させるという意識は誰もないと思うわけで、一定程度、その方向での見解の相違かなというふうにも思えます。したがって、この素案の考え方が基本概ね支持されているものというふうに理解しています。今後はその方向で取りまとめていくということをここで話をさせていただきたい、終了させていただきたい、こう思います。

次に、それでは児童相談所についての議論に入らせていただきます。

児童相談所の設置については、公明会派から全ての特別区に1年でも早く設置すること、法改正による国の配置基準を踏まえた組織体制を検討するようにとのご意見がございました。この件については先月30日に開催された大阪市戦略会議をも踏まえて、附属資料Eを作成してもらっております。簡単に説明させていただきますので、事務方、よろしく願いいたします。

(事務局：川平制度調整担当部長)

制度調整担当部長の川平です。

資料1、論点ペーパー附属資料E～児童相談所の設置～についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1 ページは、令和元年10月30日の大阪市戦略会議で決定された方針を記載させていただいております。方針としましては、大阪市として4カ所体制をめざすこと、4カ所目の児童相談所は鶴見区今津南を候補地とすること、そしてその開設は令和8年度をめざし整備を進めることが方針として定められました。

2 ページは、その戦略会議におきまして参考資料として示された整備のスケジュールを記載しております。

3 ページをお開きください。

3 ページ上段にありますように、先日の協議会におきまして、各特別区における児童相談所の設置運営について、児童虐待防止対策の強化を踏まえ、組織体制を十分検討し、全ての特別区に児童相談所が1年でも早く実現できるよう求めるとの意見が示されました。これにつきまして、中段の記載でございますけれども、特別区を設置する場合も、大阪市の戦略会議で決定された方針のもと、各特別区においてそれぞれ児童相談所を設置すると

いう考え方をお示ししています。その際、児童相談所の運営方法、組織体制、庁舎整備について検討が必要と考えております。

4 ページでございますけれども、鶴見区、第二区に、児童相談所が開設されます令和 8 年度以前に特別区が設置されるとなった場合、第二区における児童相談所の運営方法の変遷をお示ししております。

左のほうの令和 6 年度以前に特別区が設置された場合ですけれども、特別区素案では、特別区設置時に各特別区に児童相談所及び一時保護所の整備が完了していない場合は、隣接区との共同設置により対応する旨を記載していましたが、第二区の児童相談所についても特別区設置当初から独立して設置するというをここでは記載しております。ただし、第二区での施設の整備が完了しておりませんので、区域外になりますけれども、森之宮の現こども相談センターの建物を第三区と共同利用することとしております。また、一時保護については委託で対応する旨をお示ししています。

中ほどの令和 7 年度でございますけれども、第三区の児童相談所が森之宮から浪速区に移転しますが、第二区での施設整備が完了するまでの間、第二区の児童相談所と一時保護所は森之宮の現こども相談センターを活用することで対応します。

そして、右側の令和 8 年度でございますけれども、第二区の児童相談所と一時保護所が鶴見区に移転しますので、全ての特別区において区域内に児童相談所と一時保護所を持つこととなります。

5 ページをお開きください。5 ページ、6 ページでは組織体制について記載しております。

まず、特別区素案の考え方でございますけれども、素案では、法令の配置基準や一時保護所の入所定員等を踏まえ職員数等を算定するという考え方としておりました。その後、その法令の配置基準等が変動しておりますため、中段に表で記載をしておりますけれども、特別区素案作成時点と今般こども青少年局が試算した時点での変動状況を、配置基準等の内容についてあらわしております。6 ページでは、その変動によりまして具体的に見込まれる要員数を両時点で比較したものを記載しています。法令の基準等の変動によりまして職員数は314人と見込んでいたものから557人程度に増加するものの、特別区設置による体制整備増につきましては38人と見込んでいたものから30人程度に減少する見込みでございます。

現時点でのこども青少年局の試算に基づくものでございますので、具体の職員配置につきましては、特別区設置時点の法令の配置基準や虐待相談件数などに基づき検討することとなります。

以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明にもありましたように、大阪市では既に特別区と同じ数となる 4 カ所目の児童相談所の設置が決定されており、法改正による国の配置基準を踏まえた体制整備も予定されているとのこととなります。ここで何かご意見等ございますか。

藤田委員。

(藤田委員)

私のほうからまた維新の会派の考えをご説明させていただきます。

児童相談所につきましては、住民に身近な特別区において虐待発生時に迅速な対応がとれるよう、各特別区に設置されることが素案において盛り込まれたところでございます。これまで本市は、逆に言えば長きにわたって市内の相談とか対応件数全件を児童相談所1カ所に対応してきてまいりまして、平成28年には2カ所目を開設いたしました。近年のこの児童虐待の社会問題化、そして一方で我々がやってる特別区設置に向けたニア・イズ・ベターの行政の議論の中で児童相談所が4つまで開設されるというふうに変わってきたのは、これはまさにニア・イズ・ベターの議論の成果かなというふうに認識をしております。そして、今回の特別区においても児童相談所が4カ所増設されまして、それぞれ身近な地域で相談や対応を担うことができる案となっておりまして、これはもう住民サービスの向上という以外何物でもないと高く評価をしたいと思っております。

加えて、先ほど説明がありましたように国における職員の配置基準の改定にも対応した内容となっております。特段、維新の会からは意見はございません。この案で了承したいと思います。

(今井会長)

西崎委員。

(西崎委員)

公明の西崎でございます。

説明にございましたように、市長の指示によりまして大阪市のこども青少年局が迅速に対応し、整備方針が決定されましたことは一定評価させていただきたいというふうに思っております。

我が会派が示させていただきました意見を踏まえて提示されたということで、本日の資料ではしっかりとした体制を整備していくことと、具体的な整備スケジュールが確認できました。

児童虐待防止対策は待ったなしの現在状況であります。職員につきまして、複雑な事案や、ケース・バイ・ケースで判断しなければならない事案など、経験と専門性を必要とする職種でありますことから、職員の能力を向上させながら必要な人材を確保するために計画的な増員が必要でございます。また、国による配置基準の見直しもあり、さらなる職員体制の確保を図る必要がございます。市長におかれましては、4カ所目の設置が遅れることなく整備されるよう取り組んでいただきたいと思いますということを重ねて申し上げておきます。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

私からもこの児相について少し質問もさせていただきたいと思っております。

大阪市のままであれ、児相を4カ所にしていくということについては大いに進めていくべきことだというふうに思いますが、素案作成時と比べると、今のご説明でも職員数は増えるということで、特別区のランニングコストはやっぱり増となっていくわけです。素案と比べてどのぐらい職員数が増えたのか、そしてその理由はどういうことなのか、ちょっともう少し具体的にご説明ください。

(今井会長)

世古口課長。

(事務局：世古口組織体制担当課長)

お答えいたします。

特別区素案では、児童相談所の組織体制につきましては、法令の配置基準、一時保護所の入所定員などの要素を踏まえて整備する、そういう考え方に立っておりまして、この考え方に基づき特別区素案作成時点では314人と算定したところでございます。その後、こういった法令の配置基準等に変動が生じたため、こども青少年局の試算時点では557人となっており、その差は243人となっております。

なお、特別区設置によるコストに影響がある人件費ということでは、体制整備増として資料の6ページに示しておりますが、38人から30人に減少する見込みとなっております。

以上でございます。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

ですからこれ一つとっても素案から見ると大分もう違ってきてるわけで、また発足の時点ではどうなっているか、法令だとか虐待数によってこれは変わっていくわけで、やっぱりきちんと一つ一つ精査をしていかないといけないということを職員について改めて思います。

それで、この児相について、こども青少年局も今日ご出席だそうですのでお伺いをしたいと思います。大阪市のままで運営していくとしても、児相が4カ所になるということではもうかなり職員をふやさなければなりません。これは、当然ですけれども、数を増やせばいい、採用すればいいということではなくて、やっぱり本当に子どもの命にかかわる仕事ですから、かなりの経験、それから研修、そういうものを本当にしっかりと行って、しっかりしたスキルを身につけた集団になっていかないといけないわけです。ですからこれは大阪市全体でやるとしてもものすごい大変な仕事だろうというふうに思うわけです。現場の声をお聞きしてもそうです。これを特別区ごとに運営するということについては、私は大きな不安があります。それぞれの区が採用や研修や育成を別個に行うと。そうすると、一番何ていうのかな、単純に考えるのは、職員の処遇にもし差が出てしまったときには、児童福祉司が集まらない、確保できないなんていう特別区が出てしまう。そういうときに一体どうするのかとか、やっぱり4つの児相が一体という大きな集団だからこそ人事異動

だとか交流だとか研修をしながら全体の力量をやっぱり努力して上げていくということになると思いますが、これ、ばらばらでは現場は本当にしんどいというふうに思うんですけれども、そのあたり、こども青少年局はどうお考えでしょうか。

(今井会長)

岸本所長。

(こども青少年局：岸本こども相談センター所長)

こども相談センター所長の岸本でございます。

私のほうからは職員の人材育成についてご説明したいと思います。

今委員からお話ありましたように、児童相談所というのは子どもの権利擁護の最後の砦として非常に高い専門性が求められる職場です。所員から所長に至るまで基礎となる資格、あと配置基準等は法令で定められているところです。この専門性の確保っていう点でどうしているかといいますと、一つは研修、もう一つはOJTです。

1点目の研修に関していいますと、現状は新任研修、現任研修、あと児童福祉法に定められている義務研修、これは任用前研修と任用後研修、あとスーパーバイザーについても別途研修がございますけれども、こういったものを随時取り入れております。ただこれは、やり方としては合同で実施するという共同実施というのが十分可能です。現在でも例えば近畿の児童相談所の職員の合同研修であったり、大阪府、堺市、大阪市で合同の研修等をやっておりますので、いろいろな形で合同実施することで研修の質なり回数を確保するという事は可能ではないかなと考えております。

2点目のOJTでございますけれども、これは実際研修を受けただけで職員が一人前になるわけではございませんので、日々の業務を通じていろいろ助言指導しながら職員を丁寧な育てていくわけです。そのため、私どもでは職員足りない分を一度に採用するのではなく、計画的に増員するということを考えております。今現状、どのような形で職員を育成しているかといいますと、経験のある職員がマンツーマンで新人を教えると。一定期間教えます。加えてスーパーバイザーという教育指導を担当する係長級の職員を置いて、これは例えば児童福祉司であれば5対1と配置基準が決まっておりますので、この配置基準でスーパーバイザーを配置して日々訓練をしているわけです。これは政令市の場合であっても特別区の場合であっても、これも現場でやるものですので、今でも南部の児相は南部の児相で、森之宮の児相は森之宮でそれぞれ日々現場のOJTをやっておりますので、この点については政令市であっても特別区であっても変わりはないのではないかなと考えております。いつが移行時期かわかりませんが、現在鋭意、計画的な増員と育成を進めておりますので、虐待対応に齟齬のないよう精いっぱい努力はしてまいり所存でございます。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

○J Tのほうは今も各児相ごとだけれども、一般の研修については合同実施ということも考えられるということでした。やっぱり共同的なことがどうしても要るやっぱり部所だというふうに思います。おっしゃったように採用も一括ではできない。一度にたくさん採用しても育てられることができないとなれば、やっぱり小っちゃくなればなるほどしんどくなるんじゃないか。前回は東京特別区の一部事務組合、人事の一部事務組合が、やっぱりこればらばらでは多分確保できないというふうに言われたことをご紹介しましたけれども、まさに私この児相については、採用をして研修をしてという点では、それぞれの児相でやっていくのは本当にしんどいんじゃないかなということを非常に心配するということをおし上げておきたいと思います。

同時に、児相を運営する以上、受け皿となる施設が必要だと思います。一時保護した子どもたちを受け入れてもらうための児童養護施設だとか乳児院、それから赤ちゃんであれば一時保護自体を児相ではできませんから、その一時保護を受け入れてもらう乳児院という、こういう受け皿が必ずないといけないですし、子どもの命や本当に将来にかかわっていくという施設なので、自治体としても現状では密接に連携していると思うんですけども、この受け皿施設は各特別区にあるんですか。

(今井会長)

松田課長。

(こども青少年局：松田総務課長)

今ございました一時保護いたしました子どもたちを受け入れております、市内の主な入所施設の数といたしましては、乳児院が6カ所、児童養護施設が8カ所となっております。それらの施設につきましては、現在市内の9区に所在地がございまして、地域的な偏在がありますことから、特別区となりました場合には、そういった施設の存在しない区が生じると考えられます。

なお、そういった実情がございますので、乳児院や児童養護施設につきましては、この入所に関しましては、特別区移行となりました際には一部事務組合により利用調整がなされるものと考えているところでございます。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

ご答弁あったように乳児院についていえば、二区と三区と四区にはありますけれども特別区でいうとですね、一区には乳児院はありません。児童養護施設に至ってはもう一区と四区だけに偏在をしていて、二区と三区にはありません。今、入所調整、利用調整は一部事務組合でやるとおっしゃいましたけれども、児相はそれぞればらばらで、利用調整は一部事務組合でやるということになるとすっごくおかしな話だと思うんですね。今と比べてやっぱり一手間時間がかかってしまう、手間がかかってしまうっていうことで、待たなしの赤ちゃんの命がそれで守れるのかなというふうに思います。私は、大阪市が4つの児

相を作るといふ方向に踏み出した以上は、やっぱり大阪市がしっかりと運営をしていくべきだと思いますし、仮に大阪市がもう廃止されてしまうとしたら、私はこれについていへばもうそれこそ一部事務組合なのか何なのか一体で運営できるようにしておかないと、本当に大変なことが起こるんじゃないかということのを非常に心配するということは申し上げておきたいと思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

私たちは児童相談所については職員、またとりわけ児童福祉司であったりとか児童心理司といった専門職、これはやっぱり国の基準改定とか、また虐待対応件数の増加などで大幅な増員が求められていくなというふうに思っております。大阪市においても現状でも専門職の確保は非常に難しい状況になると思っております。4つの特別区に分かれて、それぞれの特別区が自らの責任でこの専門職等の確保しなければならないというところで、今おっしゃったようなご意見と同じちょっと心配をしております。将来にわたって職員の安定的な確保が維持できるのかどうかというと、これはちょっと本気で考えておかないとちょっと今後大きな課題になるなと思っております。一部事務組合で利用調整とか入所調整をされるということもございましたけれども、そんなんも含めて非常にこう難しく、今日ちょっとこの資料を見たばかりですけども、改めてこれはもう一度議論させていただきたいと思っております。

ただ、とにかく私たちとしては、4つに分ける中でこれが本当に職員がきちっと確保できて安定的な運営ができるのかっていうのは非常に疑問があります。場合によってはやっぱり一体での運用ということも含めて考えるべきだと思っております。これだけ申し上げて、ちょっとまた改めていろいろと、今日いただいた資料でございますので、改めてこれ分析させていただきたいと思っております。

(今井会長)

ほかご意見ございませんか。ないですか。

そろそろこの項目については終了します。

この項目について協議内容の総括ですが、これもいろいろご意見、ご質問ありました。事務局から説明があったとおり、それぞれの特別区域への児童相談所設置これについては評価という声が多かったと思います。心配という声もありましたが。ただ、基本的にはその方向で進めたいと思います。それと、国の配置基準を踏まえた体制整備を示されたスケジュールに従ってしっかりと取り組んでいくということが概ね支持されていたと考えます。児童相談所は特別区の事務とする方向で今後取りまとめを考えておりますので、着実に進めていただきたいたいこう思っています。

次に、財産・債務について協議に入りたいと思います。財産・債務の承継については、必要な住民サービスを支える基盤として大阪市の財産と債務全てを適切に承継することとし、財産や債務の個々の状況に応じて承継の基本的な考え方を素案でお示ししております。



さきの各会派の修正意見では、主なご意見はございませんでした。素案どおりでいいかの確認となってきますが、これについて何かご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

守島委員。

(守島委員)

維新の守島です。

財産・債務の承継について維新の見解を述べます。

まず、財産の承継に関しては、素案上、行政財産は事務分担案に基づき、財産の所在特別区や一部事務組合、大阪府に承継されております。かつ、普通財産に関しても所在特別区に承継を基本としつつ、大阪府には府に移管する事務に密接不可分なものに限定して承継されております。この考え方は、大阪市の事務を引き継いだ大阪府と特別区の双方が住民サービスを適切に提供していくことを目的としているものであり、適切であると考えます。

続きまして、債務の承継に関して、これも素案上では債務負担行為における確定債務は事務分担案に基づき承継しつつも、偶発債務は大阪府への承継を基本とするとされています。また、地方債は、債権者保護の観点や市場秩序の維持に配慮して府に一括承継するものとなっています。こうしたルールは、財務リスクへの対応や債務の償還を広域行政が責任を持って行うものというふうに鑑みるに妥当であると考えています。

以上のことから、大阪維新の会としては、財産、債務ともに素案どおり進行することを求めます。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

すいません、資料の配付とパネルの掲示をすいませんよろしくお願ひします。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(川嶋委員)

「市民のもの」は「府民のもの」と書いてる、あっちです。

私たちは、事務を移管した際にも資産の所有権については移管するのではなくて無償貸与がいいというふうに思っておりますので、ここについては修正を求めていきたいと思っております。前日も24ページものを書いたときに出させてもらっております。大阪府へ事務を移管した際に、事業に必要な資産、土地・建物等については、特別区に、特に土地については所有権を残したまま、建物もと思えますけれども、基本的には土地を中心に所有権を残したまま、事業期間中だけ無償貸与という扱いにするべきだと思っております。事業終了後には特別区に必ず返還されることを協定書に明記をしていただきたいと思います。

大阪府に移転する資産は、本来特別区民の資産であります。将来、各特別区の貴重な財源にもなります。この表を見てもらったらいいんですけれども、市民は府民とよく言われるんですが、そのとおりだなと思うんですけれども、市税、府税というこの流れを見る中で、それぞれに市税、府税を納めて、私、高校が八尾だったのですいません八尾を書かせてもらってますけれども、それぞれ大阪市民の財産、大阪府の財産、八尾市民の財産できますけれども、普通、八尾の場合だったら、そのまま土地が、事業を使わなくなって売却した際の活用益のうちうのは八尾市民に還元されますけれども、なぜか特別区になった場合は、これ土地をもし大阪府に土地を承継した場合には府民の財産となります。その活用は当然府民に還元されます。やっぱり市民は府民でありますけれども、市民のものは府民のものというのは本当にいいのかどうかということで、ちょっとおかしいなというふうに思っております。特に中心部、大阪市域内は非常に土地が少のうございますので、いろんな行政需要が出た際に、この土地の確保で非常に苦勞するということがございます。よって、土地については無償貸与ということで対応するべきだと思っております。

ちなみに、今警察、たしか府ですけど、土地は大阪市から無償貸与ということで聞いておりますけれども、やはりそういう扱いで同じ扱いにさせていただきたいということを私たちからの提案として申し上げたいと思います。これは前にも書いておりますので、よろしくをお願いします。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

公明の山田でございます。

この財産・債務について我が会派の意見を述べさせていただきたいと思います。

この財産の承継に当たりましては、大阪市の財産は市民が長い歴史の中で築き上げた貴重なものという観点から、事務分担に基づき府や一部事務組合、そして特別区に承継されることになっております。このように、特別区素案において特別区の設置時点で小中学校、幼稚園、区役所の土地・建物、また市道などの財産については可能な限り特別区に引き継がれます。また、逆に財務リスクなどについては、阿倍野再開発事業などの既発債は財政調整制度の中で計画的に償還することとされており、またクリスタ長堀、ATCなどの偶発的に債務が発生する可能性のあるものなどについては、財政調整基金によりリスク相当分を大阪府に引き継ぐが、リスクが減少したとき、リスク減少額は毎年特別区に配分されます。さらに特別区重視の承継ルールとして、特別区素案に明記されておりますけれども、大阪府に承継される財産もこの事業終了後は特別区に配分されるというふうに理解をしております。

こうした点から、この特別区素案の考えについては、我が会派としては問題ないというふうに考えております。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

日本共産党は、これまでも大阪市というか特別区に残る財産のアンバランスについて指摘をさせていただいてきました。13回の法定協議会では資料も出ささせていただきましたけれども、処分検討地は一部事務組合に行くということですが、普通財産など一部事務組合に行かないで各特別区に分けられるという財産もありまして、それが結構偏在しているという問題です。特に普通財産の格差は大きくて、最も大きい一区では一人当たり9万円です。最も少ない二区は一人当たり2.5万円という、素案に基づいた台帳価格ですが、3.6倍もの開きがあります。この普通財産を貸して入ってきている賃料についても特別区によってかなり開きがありますし、普通財産は将来的には売却することも可能ですけれども、これ大きな差になります。持てる区と持たざる区の開きがひど過ぎると。以前もこれでいいのですかというふうに質問しましたが、答えは返ってきていません。もちろんこれを公平に分けるなどということはもうできないわけで、私は大阪市を廃止して4つに分割するということの無理がここにもあるということをおし上げておきたいというふうに思います。

(今井会長)

ほかご意見ございませんか。

横山委員。

(横山委員)

自民党さんの資料に関してなんですけど、私、致命的な意見の相違がここに集約されると思っています。右端の大阪府民に還元のところですね、これが大阪市民がここに含まれてないという認識なんですよね。何が言いたいかというと、二重負担の議論でも全てそうなんですけど、今、今ですよ大阪市が保有して、大阪市の成長、都市の成長を通じて大阪府全体の成長、そして大阪市民が利益を享受する事業、広域事業、これが事業とともに資産が大阪府に移管するんですね。移管した後ですね、後ですよ、制度が変わって直ちに、どうして特別区民がこの利益を享受できなくなるのかというのが、この表の意味が全くわからないんですね。大阪府民に還元というのは、特別区民以外に還元されるというこの認識が、お見受けするに残念ながら市議団の方しかこれ言ってないんですね。自民党の中でも、非常に致命的な意見の相違であって、これをもって是々非々と言えるのかさえ正直言うとわからない点です。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

事業そのものについて何も言ってるわけではなくて、事業そのものをするときにこの土地・建物ですよということは、それについては無償貸与でいいということおししております。だからどうしても最後その事業が終息をした際に、この事業が終息した後、この土

地については当然売却をして、それが府民に還元というか府の財政っていうのではなくって、特別区の財政に配分をするべきでしょうと。売却とかしたときにね。行政財産でなくなった際の話をしております。府民も市民だっていうけれども、当然市民は府民なんですけれども、この還元するのは特別区民だったら270万、大阪府民を考えたら880万になりますので、そういうこともしっかりと考えてほしいと思います。当然同じものでも、この八尾の場合だったらちゃんと八尾の市民に還元されるという状況でございますので、そこをしっかりと、市税で270万市民の市税でこの整備された、購入された土地でありますので、そこはきちっと判断をいただきたいと思います。警察だって今無償で貸与してる中でいってます。当然そういうやり方して事業には影響ありませんので、そこを申してるわけです。

(今井会長)  
守島委員。

(守島委員)

根本的に考え方が違って、基本的には所在特別区に行くっていうスタンスでありまして、密接不可分なものだけ府に移管されるもので、事業を承継していく上でこれが必要ということなんですが、府営住宅の市への移管とかであっても無償譲渡っていうのが普通なので、大阪府と市が全く別の自治体として喧嘩して、その利益を府下にばらまくっていう思想自体がそもそも僕たちと違って、行政的に一元化して効率的にやっていこうっていう発想なので、ちょっとその取り合いの発想はやめていただきたいなというふうに思います。

(今井会長)  
川嶋委員。

(川嶋委員)

事業はそのままやったらいいと言ってるんですよ。だからその後の話だけでございますので。府営住宅については、住宅供給の法律の関連で、たしかいろんな国の補助金の問題もあるから、たしか一緒に行かなあかん、たしか法律的な補助金のスキームがあるからしてるわけであって、あれとほかのものが一緒というわけではないと思ってますので、とにかく財産というものでいったときには、やっぱり市民と府民のその辺はきちっと線引きをしておくべきだなと思ってます。

(今井会長)  
守島委員。

(守島委員)

同じようにだから市に府営住宅を移管するときに法律がどうだとか、市に奪われるっていう府の方が騒いだかというところでもないの、そこは一緒の考えでやっていけたらなと思います。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

公営住宅、府営住宅の移管は進めたんは僕ですんでね、一言申し上げますけど、大阪府の府営住宅の資産価値の大部分は大阪市内なんですよね。でも、そこに住まれてる人たちのニア・イズ・ベター、サービスはやっぱり基礎自治体でこの公営住宅を管理してもらうほうが、より住民の声が届くであろうということで広域から基礎自治体へ府営住宅を移管したんです。そのときは事業とセットで土地・建物も無償譲渡です。事業とセットでね。今、大阪府民880万の府営住宅は資産でしたけど、そのうちの大部分の資産価値というのは大阪市内ですけど、それは880万の資産を今度は大阪市に今移ってるわけで、そのことについて、それは府の財産が市に移って損だという意見はね、ないんです。住んでる人のサービス向上だから。住んでる人の。だからこれはもう川嶋委員の言うね市民と府民を分けるのはもうやめたほうがいいと思います。本当に。

(川嶋委員)

分けてない分けてない。

(松井委員)

分けてる。だから府営住宅のときもじゃあそういうことを言ったのかといたら、一切言ってないでしょう、誰も。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

国庫補助事業で取得した財産は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律っちゅうのがあって、そこで22条か何かで、各省の各庁の長の承認を得ないで、補助金等の交付の目的に反して使用したり譲渡したり交換したり貸し付けしたり担保してはあかんと書いてあるんですね。公共住宅の建て替え跡地についてはその法律を踏まえて国交省の住宅局から通知が出てるんですよ。用地の売却益は公営住宅事業に活用するという制限があるので、府営住宅はちょっと別ですってということだけ申し上げておきます。

いずれにしても、この辺をきちっと考えといていただきたいと思います。いろんな形で、特別区民に多くの、今回この特別区制度というのは多くの負担なり多くのしわ寄せが特別区民に来るわけです。だからこそその問題点を指摘をさせていただいております。

公明党さんはこれでいいと言うてはったけど、私の書いたこの図をどう思われますか。

(今井会長)

これ公明党さんへの質問。

(川嶋委員)

はい。

(今井会長)

公明党さん。山田さん、そしたら。

(山田委員)

間違いとは私も別に言うつもりはないですけども、確かにこれはいろんな角度での考え方はあるかなというふうに思ってます。先ほど我が会派の意見申し上げたように、基本的には特別区重視にはなってるなという観点から、損得の話じゃなくて、そういうことが書かれてるので、これがきっちり、先ほど言った大阪府のものか市のものかというのはあるかもしれないですけど、基本的なルールとしては、事業終了したら特別区にまた移るといふふうにもなってるということもあるので、特段問題ないかなというふうに考えているところです。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

公営住宅に限らずですね、それを言い出したらじゃあ府費負担の教職員も市町村に人事権渡したわけです。じゃ、府民の税金で育ててきた人材を市民に奪われたなんてことは僕らは言わないわけです。言い出したら切りがないんです。移管事業とその資産は基本的に無償で譲渡するというのが、これどこの自治体でもやってることでございまして、で、ですね、特別区移行後、大阪市の財産も、守島委員が言ったとおり、これは財産の所在する特別区への承継を基本とし、大阪府への承継は事務分担案による承継が必要となるものに限定と。これ書いてるにもかかわらず、無償貸与というのは、じゃ、無償貸与になったら、今度は大阪府と4つの特別区、5者での協議が建て替えや増築に関して毎回要るわけですね。基本的に円滑な事業執行に関して全て無償貸与でいくのがいいというのは、僕は申しわけないが決して建設的な提案ではないというふうに思います。

(今井会長)

そしたらもう最後、北野さん。

(北野委員)

先ほど来、市民は府民やないかという議論が出ておりますけれども、市民は確かに府民です。ですけど、市民のものは府民のものかといったらそこは違う、考えなければいけないということを最初に川嶋委員のほうから申し上げましたけれども、結局大阪市民はきっちり大阪府税を払っております。よって大阪府民なんですね。ですけど、大阪市民の財布で買ったもの、それについては大阪市民のものだといふふうに言ってどこがおかしいんでしょうか。そのことは守られるべき原則だといふふうに考えていますが。

公明党さん、そうですね。先ほど山田議員がおっしゃったのはそういう意味で、原則そこは守られるんだったらよいというふうにおっしゃったと。

(今井会長)

ちょっとこれ違う方向に行ってるんで、山田さん、別に意見なかったらもうあれなんやけど。

(山田委員)

うちの意見はさっき言ったとおりなんですけれども。

(今井会長)

わかりました。この項目については一定これは終了させていただきます。この項目について協議内容を一定程度まとめさせていただきます。

いろいろご意見がありました。素案の考えとは若干違う意見もありましたけども、これに従って各特別区と大阪府に承継していくとの意見がこれ概ね支持というふうに思っております。特に協定書の作成をまとめるに当たって、この29回目の協議会で、いまだこれ二重行政のなんか意識が全然違うなということ、意識の違いを露骨に感じるんですけども、そういう状況のもとで、今後はこの各特別区と大阪府に承継していくとの意見の支持があったということの前提で、その方向での取りまとめを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、特別区設置の日の協議に入りたいと思います。特別区設置の日についても、各会派の修正意見では、主なご意見はありませんでしたが、素案では住民サービスを間断なく提供するため、組織体制の整備やシステム改修などの必要な期間を踏まえ、住民投票から概ね3年から4年後とだけお示ししております。具体的な年月日を示しておりません。したがって、この委員間協議では具体的な設置の日についてご議論いただく必要があると考えており、知事、市長のお考えということで論点ペーパーの附属資料Fを作成させていただきました。

少し説明をさせていただきますので、事務局のほうよろしく願いいたします。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

制度企画担当部長の榎下です。

資料2、論点ペーパー附属資料F、特別区設置の日をごらんください。

本資料は、知事、市長の方針を踏まえて作成をいたしております。

表紙をおめくりください。

特別区設置の日については、上段に記載しているように、素案では住民サービスを間断なく提供するため、住民投票の日から概ね3から4年後とするとしております。具体的な設置の日の検討として、まず(1)ですけれども、設置する年について、検討の視点を設置準備の必要期間としております。2020年度の秋から冬に住民投票を実施した場合、3年程度であれば2023年度の秋から冬、4年程度であれば2024年度の秋から冬になる点を図でお示しをしております。次に月日につきましては、検討の視点を住民サービス（住民対応

窓口)への配慮と、システムの安全な移行としております。住民サービスの配慮につきましては、年度の第一四半期ごろは窓口繁忙期間である点、またシステムの安全な移行については4日間以上の閉庁日が必要であることから、大型連休を見込めるゴールデンウィーク、それと年末年始を図でお示しをしております。

こうしたことから、4年程度の十分な準備期間、それと年末年始における4日間以上の閉庁日の確保という観点から、特別区設置の日は2025年、令和7年1月1日といたしております。

以上です。

(今井会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった内容を踏まえましてご議論いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

守島委員。

(守島委員)

維新の会の見解を言います。

特別区設置の日に関して、先ほど説明されました資料2に示されているとおり、2025年1月1日の特別区設置という行政側の提案は、来年秋から冬に住民投票が行われるという前提において、素案で示されていた準備期間3から4年はしっかりと確保され、かつ住民サービスやシステム移行にも配慮されていることから、妥当な日程であると考えています。

とは言いつつ、多くのプロジェクトを抱える大阪府市においては、今後のプロジェクトの遂行と特別区への制度移行を同時進行しつつ着実にこれを成し遂げていかなければなりません。そのため、特別区の設置が住民投票で決まった折には速やかに準備組織を立ち上げ、適切な進捗管理を行っていくことが大事だと考えております。

よって、会長におかれましては、年内の委員間協議が取りまとまれば、年明けの協議会のしかるべき段階で特別区設置に向けた工程表を提示していただきたく、そのための調整、取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

以上です。

(今井会長)

肥後委員。

(肥後委員)

公明党の肥後でございます。

特別区設置の日につきまして、公明党の見解を申し上げたいと思います。

住民の皆さんが安心して特別区への移行を迎えてもらうためにも、事務の承継、引き継ぎの移行期間の確実な確保が最優先されるべき事項と考えております。提出された資料には、その点も踏まえて2025年1月が提示されておりますので、この点につきましては異論はございません。



ただし、1点申し上げたいのは、2025年大阪・関西万博の開催が既に決定をしております。通常のサービスを行いながら特別区の設置準備と万博の開催準備の両方を進めていくこととなりますので、特別区に伴う職員の増員分を計画的に採用数に上乘せをしまして、前倒しで人員を確保してしっかりと体制を整備する必要があると考えておりますので、この点についてはよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

すみません、一つだけ意見表明をする前にちょっと一つ質問したいんですけど、今ふつと資料見て思ったんですけど、ほかの資料にはなくてこの論点ペーパーの附属資料Fの表に米印で、本資料は知事・市長の方針を踏まえて作成と書いてるんですけども、これはあれですか事務局として責任持てないという意味。どういう意味、これ。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

設置の日の考え方は、事務局としては、書いてますように素案で3年から4年後ということで、あとは万博もありますし、具体的にどのタイミングで移行させるかということについてはかなり選択的要素が出てまいりますので、そこは3年後にするか4年後にするかという点も含めて、知事、市長に具体的に相談をかけまして、知事、市長からこの時点がいいんじゃないかというご意見もいただいた上でこの資料に落とし込んだというところでございます。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

それは指示があって、事務局としての検証はしてないということですか。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

素案で3年から4年後の準備期間が必要ということに記載しておりますので、その範疇の中で、かつシステムの安全な移行等を考えれば、条件もお示しした上で日の設定としては2025年1月1日がいいんじゃないかというご指示をいただいたということです。もちろ

んそれについて支障があるとは思っておりません。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

さっきの人事マネジメントもそうですけど、ここも市長のマネジメントになります。我々ではわからない世界もありますので、本当にこれができるかどうか、これ書かれてると非常に不安を感じたので、多分これを見たら大阪市民の皆さんも不安を感じると思いますので、それだけ指摘をさせていただきたいのと、それとやっぱり先ほど来ありますけど万博のこともあります。本当にこれ大阪市で2025年1月というのが可能なかどうかということももう一度きちっと検証するべきだと思っています。それとともにシステムの改修、先ほど年内に取りまとめて来年にはということでしたけれども、取りまとめる段階ではきちっと、取りまとめるときにはシステム改修も含めた工程表というのをきちっと出しといていただかないと判断できないかなと思いますので、そこも先ほど要望された、うちはそれをちょっと前倒しでお願いをしたいと思います。

それとともに、大阪市会でも議論がありましたけれども、社会福祉協議会については、例えばこれ社会福祉法に基づく団体ですので、大阪市が廃止をされて、大阪市が廃止分割されて4つの特別区になった場合には、大阪市の社協ではなくて4つの特別区の社協になるんですね。24区の社会福祉協議会ちゅうのはなくなるわけですね。その辺で外部の団体についてもかなりこれ変えて、変わっていただかなければならないという問題が起きてくるわけです。この辺のスケジュール、外部のスケジュールもきちっと確認をちょっとしていただきたいと思います。取りまとめるまでに、会長、ぜひそのシステムのスケジュール、また外部、民間側の外部の関連する団体とのいろんな調整のスケジュール、工程についてもしっかりと示していただきたいなと思っています。それがなければ非常に、特に今介護認定も、本来30日というのが、今、社協が大変な状況で、50日、60日というのが大阪市の現状ですので、そういう意味でいけばこの組織も変わらなければいけないということは非常に大きな問題になりますので、外部も大丈夫かどうかも含めて、どういう関係先があるのかもちゃんと示していただいております。あとは私たちもそれを見ないと判断できないなと思っています。とにかく市民に影響があります。市民に影響があるものについてはしっかりと工程表なり検証をしっかりと先に進めていただきたいと思っています。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

日本共産党からもこの問題についての意見を申し上げておきたいと思います。

素案でもずっと言われていましたけれども、仮に住民投票して賛成になったとしても、移行までに3年も4年もかかるということで、改めて、合併というものは全国にあまたあ

りますけれども、分割というものは例がありません。大阪市を廃止して4つに分割をする、本当に膨大な事務量になるんだろうというふうに思います。今もありましたがシステム改修一つとっても、システム改修をしながらシステムを運用することって本当にできるんだろうか、日常業務をしながら移行作業ってできるんだろうか、その辺どんなふうに検討されているのかなというふうに、それで4年というのが出てきたのかなというふうに思います。今も前倒しで人員も増やさないと話がありましたけれども、本当に無謀としか言いようがないなということ、改めてこのことでも思います。

それと同時に、2025年1月1日設置ということになれば、2023年の4月に選ばれた市長とか市会議員の任期は1年8カ月ということになります。たった1年8カ月。しかももうなくなるということが決まっている市長や市会議員の選挙をする、これ一体何のための選挙かということになるのではないかなあと、この設置の日を見たときに思いました。

それから、つけ加えておきますと、年明けから移行スケジュールをとというお話がありましたが、私は、まだ決まってもない、決めるのは市民ですから、決まってもいないのに移行スケジュールを積み上げていくなんていうことは、私は認めることはできないというふうに、そのことは申し上げておきたいと思います。

(今井会長)

ありがとうございます。ほか。

守島委員。

(守島委員)

特別区設置の日は協定書に記載しないといけない事項なので、ちゃんと工程とか進捗を図っていくためにも工程感は必ず必要になってくると思います。そこまで何も出さないというのは逆に無責任なのかなと思います。

(今井会長)

これについては終了したいと思います。

この項目の協議内容について一定総括させていただきます。いろいろご意見がありました。2025年1月の設置とするとの意見が概ね支持であったというふうに考えてます。今後は、先ほど大きく2点言われておりました。一つは工程表の提示については十分検討したいと、こう思っています。それと2点目の移行に当たっての体制整備についても考慮していくということの方向での取りまとめを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の項目の大阪府の組織の協議に入りたいと思います。

大阪府の組織については、維新会派から、大阪の成長を担う司令塔機能の創設、適材適所の徹底などについて知事に考えをお示ししていただきたいとのご意見がございました。したがって、知事の考えを踏まえてご議論いただければと思っています。論点ペーパーの附属資料Gとして考えをまとめていただいています。

少し説明させていただきますので、事務方よろしく願いいたします。

(事務局：川平制度調整担当部長)

制度調整担当部長の川平です。

資料3、論点ペーパー附属資料G～大阪府の組織～についてご説明申し上げます。

本資料は、第26回の協議会におきまして、広域機能一元化後の大阪府の組織体制について知事の考えを示すべきとの意見があったことを受けまして、知事の方針を踏まえ作成したものでございます。

1 ページをごらんください。

検討に当たっての二つの視点を記載しております。まず下段に示しております広域機能の一元化についてですけれども、広域機能一元化の効果を最大限発揮できる組織を構築するという視点はもちろんのことでございますが、それだけでなく大阪の未来像の実現へ向け、大阪府が司令塔機能を担っていくという視点からの検討という考え方をお示ししているものでございます。

2 ページをごらんください。

2 ページにつきましては、副首都ビジョンに掲げる大阪の未来像の実現に向けたさまざまな取組みを記載しておりますけれども、そのさまざまな取組みにおきまして、広域機能一元化後の大阪府庁が司令塔機能を担うというイメージをあらわしているものでございます。

3 ページをお開きください。

3 ページでは、関係機関との連携のもと、さまざまな分野におきまして、大阪府庁が中心となって強かに推進していくということをお示ししております。

4 ページには広域機能一元化によってポイントとなる主な分野について記載をさせていただいています。都市魅力、産業振興、都市拠点、防災・消防、水道といった各分野における一元化による方向性と、これらの分野の司令塔となる部局をそれぞれ設置するということをお示ししております。

5 ページをお開きください。

こちらで具体的な組織機構(案)をお示ししております。考え方でございますけれども、大阪市から移管された組織・人員を統合し、各部局の判断でスピーディーに施策展開し、一元化する広域機能を最大限発揮できる部局を設置するという考え方でございます。

組織機構図中、危機管理局など新設する部局や、消防庁など大阪市から大きな組織として移管される部局については網かけでお示ししております。この結果、知事部局では、現在は12部局プラス危機管理部門となっておりますが、広域機能一元化後は21局の体制ということになります。また、各部局の大まかな規模感を見ていただくために、概数でございませけれども、職員数をそれぞれお示ししております。

なお、具体の組織機構につきましては、今後の行政需要の変化なども踏まえまして、特別区設置時点の知事のマネジメントにより決定するというふうに考えております。

6 ページには現在の大阪府の組織を記載しておりますので、参考にございいただければと思います。

以上です。

(今井会長)

はい。ありがとうございました。大阪府の具体的な組織体制自体は協定書の法的記載事項ではございませんが、新たな大阪府庁の基本的な考え方となっていくしますので、ただいま説明のあった内容を踏まえながら、広域一元化の大阪府庁のあり方についてご意見いただければと思います。何かご意見ございますか。

原田委員。

(原田委員)

自民党の府議会議員の原田亮でございます。

我々は大阪全体の発展につながるのであれば否定する必要もないのかなというふうに思っておりますので、前向きな提案をさせていただきたいと思っております。

今回、大阪市から大阪府への移管事務の従事職員は7,092名が大阪府に移管をされるということをここに書かれておまして、ここから消防であったり水道を除いて庁舎への移転を伴う執務室が不足する職員は約600人と記載をなされておまして、一人当たり20㎡の計算でありますので、1万2,000㎡が不足すると書かれております。この不足の執務室分は民間ビルの賃借で賄い、それには年間6億円かかると記載がございます。

一方で、大阪府におきましては咲洲庁舎がございまして、45階から52階の高層階を中心にして、全体で1万500㎡空き室がございまして、こちらは、今年の7月までの間に45階から47階の3フロア6区画において入居者の募集を実施しましたが、事業者からの応募はございませんでした。この咲洲庁舎を活用すれば、1万500㎡空いておりますので、年間のビルの賃借料の6億円コストが削減できると考えますが、いかがですか。

(今井会長)

川平部長。

(事務局：川平制度調整担当部長)

今ご指摘いただきましたけれども、咲洲庁舎については今もお話しいただきましたように民間活用していくという考え方も打ち出されておりますので、特別区設置時点で咲洲庁舎も、大手前もそうなんですけど、どのような形で空きがあるのか不明だということで、素案の考え方としましては民間ビルを賃借してコストに計上させていただいてるという形でございます。ただ、今後の変動によって、どこが活用するかということについては当然コストを下げていく観点から十分に検討していきたいというふうに考えております。

(原田委員)

知事にお答えいただきたい。

(今井会長)

吉村知事。

(吉村委員)

まず、今回新しい大阪都の仕組みがどうなのかというのを示させてもらいました。これ

は二元行政を一元化するというのももちろん重要なんですけど、それだけじゃなくて、今まで大阪が担ってこなかったんですけど、日本の中の位置づけとして、今東京都だけが日本を引っ張るような大規模行政体としての役割を果たしてますけど、これは大阪でもやっぱり果たしていくべきだと。日本の中における大阪の役割、広域行政の役割、西日本の中心にそこを引っ張っていくというような役割を持つ行政体にしていく必要があるし、大阪にはその責任があると思ってます。大規模災害における消防等々も含めてですけど、そういった視点から、今ではなかなかできない、府民のもの、市民のものとか言ってるような状況ではできないようなものをこの新しい大阪都の行政体でやっていきたいというふうに思います。

それから、原田委員からの指摘があったのは、僕もそれは合理的かなというふうに思うところもあります。実際のスペースをどう活用していくのかということとは、もちろんコストは低いほうがいいに決まっていますから、そこは少し行政的に詰めていきたいなというふうに思います。ただ、大きなところとしては、もちろんこれは都構想の住民投票が可決されない限りはだめなわけですけど、可決されたときのことも考えて、将来のコストというのも含めて考えたいと思います。

(今井会長)

原田委員。

(原田委員)

今、咲洲庁舎の活用に向けて民間事業者を募集するタイミングをうかがってる状況だとお聞きしております。IRの区域認定がなされれば咲洲エリアの価値が高まるので、どのタイミングでここに民間事業者を募集していくのかという時期を今考えてるという答弁を先日の議会でいただいたところでもありますので、もしこの咲洲庁舎を庁舎として活用するるのであれば、その事業者の募集も、一旦、やめないといけないところになると思うので、これもすぐ判断をしていかないといけないのかなというふうに思ってるんですが、いかがですか。

(今井会長)

吉村委員。

(吉村委員)

一度咲洲庁舎をやって募集して入らなかったという事情があるのも事実だと思います。民間の募集をやっていくのは、基本的にはそういう方向性にあることは間違いなし、これはIR、万博を誘致する以上、民間の需要があるのであれば、それは積極的に活用すれば賃料も入ってくるわけですから、そういう考え方もあるだろうというふうに思います。ただ、民間が入ってこないような状況なのであれば、これは将来、これは住民投票にならないと方向性を決められないですけど、考え方としてはあるのかなと思います。

(今井会長)

原田委員。

(原田委員)

庁舎管理室に確認しましたら、民間のテナントが入っても年間6億円まで行かないということですから、年間6億円削減するというのであれば、咲洲庁舎を活用することが一番額としては安くなるというふうに思っておりますので、検討されるという答えいただきましたので、検討していただきたいというふうに思っているのと、あともう1点、中之島庁舎のほうにこの移管職員を入居させるというような案も以前あったとお聞きしておりますけれども、中之島のフル活用で一区と二区の不足執務室分を入居させた中之島庁舎をフル活用した場合に、空き部分に3,405㎡空きがあるという資料を提示していただいたんですけども、ここの活用も考えておられるのでしょうか。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

中之島庁舎は各特別区の庁舎整備のコストをできるだけ抑えるために共通共用で使っていかうよという方向性が示されてます。今委員から言われるように、その中に何㎡空きがあるとかいうのを、もちろん新しい広域自治体できて、その広域自治体の執務スペースを余りにも高い家賃払うなら、公が持ってる施設を使えばいいという考え方はありますけれども、今これを決める必要はないと思います。要は先ほどの咲洲庁舎の話も、5年先の家賃から見るとどうなのという将来需要予測もいろいろ考えた中でね。それだけの家賃入るなら、その家賃を使って今の府庁のそばの執務スペースも借りれるということもあるだろうし。だからどちらにしても住民投票の結果で特別区設置するということが決まった時点でも、これはできる限り庁舎コストというのは抑える方法で、今所有している物件をどう使うかというのはその時点で考えていくというのが我々の方向性です。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

今市長おっしゃるとおり、この提案は非常にいいもので、検討していけばいいとは思ってます。ただ、一応法定協議会の責務としては協定書の策定が第一でございまして、その議論は並行して行えばいいと思うものの府議会等でご主張いただいて、この協議会におきましては特別区の形はしっかり見えてるもの大阪府の形が見えてないという問題点から、大阪府の組織もはっきりさせたほうが住民にはわかりやすいという観点から一応議論をスタートしてます。詰め出すと要は無限にありますので、一応、まず出された資料に関しての議論ということで、会長、私のほうから出された資料に関して見解を申し述べていきます。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(横山委員)

すみません。この知事案は、先ほど知事もおっしゃられたとおりなんですが、府と市で分かれていた司令塔機能を府に一元化して、都市魅力文化局、経済労働局、都市計画局など設置されることになりまして、これは大阪の成長に非常に資するものというふうに考えてます。現在でも消防の広域化と府域一水道には取り組んでいますが、広域化の核となる消防庁であるとか水道局が設置されることで一元的に府内市町村との協議を進めて、広域化の実現に向けた動きも加速するというふうに考えてます。いずれも都構想の目的に非常に沿ったものだと思います。

最後に組織を動かすのは人です。特別区設置後の府庁においては、市から移管される職員の方と、もともといた府の職員と、多彩な人材と多様な経験によって府庁の組織力を高めるように取り組んでいただきたいというのは申し上げておきます。そのためには、都構想実現を見据えまして、府の職員と、また市から移管された職員の双方が同じ土俵で切磋琢磨できるような人事制度を構築していくことが非常に重要と考えます。この点についても勘案していただいて、引き続き人事制度の構築に当たっていただきたいと思います。

知事案の内容に異議はございません。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

日本共産党は、府の問題ですので、しかし都市魅力文化局とか都市計画局というのは別に大阪市を廃止しなくても、大阪府が広域として責任持ってやってくるべきものであっただけのことなんだろうなというふうに思います。ただ、前回も申し上げましたとおり、消防だとか上下水道、そういうものは住民に身近なものですので、府に移管するという根拠は全くありません。そうすべきではないというふうに考えていますので、この出されている組織体制には同意はできないというふうに申し上げておきます。

(今井会長)

中村委員。

(中村委員)

今、提示された大阪府の組織について、公明党の会派の意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

まず危機管理ということについてなんですけれども、これ正直言って昨年のおお阪北部地震、また台風21号により関西空港を初め府下全域で甚大な被害が発生しました。また、先日の台風15号、19号では関東地方で甚大な被害が発生しており、災害対応力の強化は喫緊の課題であるというふうに思っております。昨今の災害は我々の想定を簡単に超える事態



となっておりまして、府民の生命、財産を守るには、これまで以上に行政として迅速かつ適切な対応が必要であります。オール大阪の危機管理の司令塔機能として役割を担う危機管理局の設置は、昨今の相次ぐ災害からしても、今の時代、当然必要であるというふうに考えております。

次に、都市魅力文化局について述べさせていただきます。これは我が会派が、活力の源泉となる文化なくして魅力ある都市にはなりえず、。都市の魅力を作り出すためにも文化を踏まえた都市の創造が必要であると考えております。今回の都市魅力文化局は、この観光、文化、スポーツと一体となった組織であり、文化振興と都市魅力を一元的に推進していくことで、大阪の知名度や、また都市格の向上に向けた取組みが加速され、国際都市大阪の確立につながっていくものと期待できるものと思っております。よって、特段この大阪府の組織については問題はないと考えております。

以上です。

(今井会長)

ありがとうございます。

原田委員。

(原田委員)

先ほどの議論まずちょっと終わらせておきたいんですけども、高層階の45階から52階のフロア、約5,500㎡空いてるんですけども、これはもう方針を決めないと、公募し始めてしまって、民間テナントが入ってしまうと、この1万500㎡という空きがなくなってしまうので、そのときに判断すればいいというのは違うのかなというふうに思っているのを意見させていただきます。

次に、今の公明党さんの意見もそのとおりだなと私思ってます、災害時の対応を強化するために危機管理局の設置もぜひ進めたいというふうに思っておりますし、大阪モデルのスマートシティの確立に向けて、このスマートシティ戦略局の設置、これもぜひとも進めたいというふうに思っているんですが、であれば今すぐできることであるというふうに思っています。特別区の設置を待たずに、今すぐにも大阪府の部局の編成をし直すというのは十分今すぐできることだなというふうに思うんですが、特別区の設置まで待つ必要があるのかなというところを知事にお尋ねしたいんですが。

(今井会長)

吉村委員。

(吉村委員)

まずスマートシティ戦略局については、これは僕自身が考え方も表明してますけど、来年の4月に組織再編をします。当然これはやっていくことだという公約も掲げてやっていますから、それはやります。ただ、ここで示してるのは、都構想が可決、仮にして、一元化するとしたときに、やはりこの部局をさらに強化していかなきゃいけないだろうというふうにも思います。今は大阪府と大阪市があって、大阪市にICT戦略室があってという状

況ですけれども、そこは、これからのめざす、さっき僕が言った大きな方向性、大阪の役割としてスマートシティ戦略局というのはさらに強化していく必要があるんじゃないかなと思います。もちろん組織としては、公表しているとおおり、今は準備室ありますけど、来年4月には立てますが、そういう大阪都としての役割を果たせるような局にしていく必要はあるだろうなと思います。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

今委員から今すぐやれと言うけどね。都市魅力文化局なんて、大阪市の組織全部を府に渡すという話になってくる。動物園だとか。

(原田委員)

危機管理局とスマートシティ戦略局。

(松井委員)

だからスマートシティも、今日も吉村知事と府市一体で会議したけど、大阪市のICT戦略室を全部府の組織でそっちに一元化するという。それは今大阪市会、自民党は了解できないから、今の時点ではそれは無理。機能を強化するというのは、大阪市のICT戦略室も一緒になって今日も会議をやってるわけだから。

(原田委員)

来年やるっておっしゃっていただいた……

(今井会長)

ちょっと待って。

吉村委員。

(吉村委員)

だからスマートシティ戦略局という局は来年組織再編するわけだけど、今大阪市がやってるICTであったり、大阪市域も含めた大阪全体の一元化された強化された局ということについては、当然これは新しい大阪都でやっていくということです。だから中身が全然変わって強化されてくることになると思います。やれないことじゃないから急いでやるんですけども、さっき言ったように府と市のばらばらのところは一元化して新しい大阪都が広域部分を担う。そういう組織体制にしていく必要があると思います。

(今井会長)

この項目については以上で終了とさせていただきます。協議内容を一定総括させていただきます。いろいろとご意見ございましたが、先ほどの知事及び市長の考えを踏まえなが

ら、大阪府の組織体制を考えていくという意見が概ねですが支持されていたと思います。今後はその方向をベースにしながら取りまとめていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次の項目はその他項目となりますが、前回の協議会で再度議論の機会を設けたいと申し上げていました財源配分については、次回以降の協議会で協議とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

何もなければこれで本日予定していた委員間協議の項目は終了となりますが、何かほかご意見ございますか。

横山委員。

(横山委員)

万博の開催、I R誘致など大規模プロジェクトについては財政フレームも取り決めながら府市一体が取り組んできたところです。特別区設置後、これらの大規模プロジェクトは基本的に府が引き継ぐということで、これまでの協議会で事務局から財政シミュレーション等の中で、財政的な影響額や一定の考え方が既に示されてきました。その上で、府市折半となっている万博会場建設費の負担方法やI R納付金等の取扱いについては、府市一体となって進めてきたという経緯も踏まえまして、大阪府と特別区になった場合、どのような枠組みにするかについて本協議会でも確認しておく必要があるのではないかというふうに考えています。ついては、前回の協議会で公明会派から投げかけがありました特別区の財政基盤に配慮した措置について協議を行うと今会長示唆されましたが、今私が申し上げた件も事務局から資料を提示していただき、取り上げていただければというふうに思いますので、会長におかれてはお取り計らいよろしくお願いいたします。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

その他ということですのでちょっと一つお願いなんですけれども、第27回の協議会で議論させていただきました庁舎整備に関連して確認とともに提案をさせていただきたいんですけれども、今庁舎整備につきましてはこの現在中之島本庁舎をフル活用する案と、方向性となってますけれども、コスト面、そして移行時の事務執行に関してもスムーズになるという点で暫定的に了としたところでありますけれども、前々回の協議会においては、将来的には縛らないと。つまり自然な形として庁舎建設もあるということを確認させていただいたところなんです。しかし、特別区の設置時までには、すなわち今の大阪市として特別区への移行期間中に庁舎整備を先にする場合は、庁舎整備の債務を発行した場合は既発債となって、全特別区で分担するという形になります。一方で、この中之島本庁舎をフル活用した場合、特別区へ移行した、例えばそこから数年後に庁舎整備を決定すると、各特別区において庁舎整備の起債を発行しなければいけません。つまりここ本庁舎のある、中之島のある第二区以外では、将来的に本庁舎を建設することを望めば、当然建設ということもあり得るために、そうすると特別区間で大きな差が生じて不公平感がやっぱり否めな

いというふうに思います。したがって、この中之島本庁舎をフル活用する場合でも、将来的な庁舎建設に対して特別区間での調整の仕組みを作ることが必要だというふうに考えますので、この点に関してぜひ検討していただきたいということを提案させていただければと思います。

(今井会長)  
横山委員。

(横山委員)  
大阪維新の会横山です。  
恐らく将来的な建設にかかる負担の特別区間での調整というご意向かと思います。どういった調整を考え得るか、これは非常に重要な論点だと思いますので、大阪維新としてもこれはぜひ次回協議会で検討していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

(今井会長)  
西崎委員。

(西崎委員)  
前回の協議会で指摘させてもらったところなんですけれども、住民サービスの維持が最優先事項と考えておりますので、特別区にしっかりとした財源が配分されますような素案を超える財源配分について引き続き検討をお願いいたしたいなことだけ申し上げさせていただきます。

(今井会長)  
肥後委員。

(肥後委員)  
私から広報の充実について1点要望させていただきたいと思います。  
今日も委員間協議での3回目となりますけど、公明党から提案させていただいた点につきましても、委員間協議の結果、住民サービスの維持や児童相談所の強化、窓口サービスや区役所機能の維持などの点で議論が進展をしまして、よりよいものにすることができつつあるというふうに感じております。  
このような中で、大都市制度改革の広報については、これまでさまざまな媒体を使って、主に素案で示されている制度内容を紹介する広報が行われておりますが、今申し上げたとおりに協議会では既に議論が進展をしまして、素案で示されてる内容に修正が加えられる方向で会長から取りまとめの方向性が示されております。このような協議会の取りまとめの方向性やこの協議会の議論の中身をスピーディーに住民の皆さんに情報をお届けすることは住民の理解を深めていく上でも大変重要だというふうに思っておりますので、制度に対する住民の理解を深めるためにも、例えば区の広報紙なども活用して協議会における取

りまとめの方向性についても広報の充実について努めていただくように要望したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

今の広報の件だけ、前もこちらで申し上げましたけれども、やはりきちっと決定した事項だけ載せていただきたい。特に区の広報に関しては多くの区民の皆さんから、まるで決まったことのようないろんなことが書かれていることに対していろんなご意見が出ていますので、誤解を受ける可能性がありますので、その点は十分な配慮が必要だと思っております。協議会だよりについてはきちっと協議会のそれぞれの会派の主張を書けばいいと思っておりますので、各区の広報というのはちょっと、これはさすがに問題があるなと思っておりますので、それは我々として申し上げておきたいと思っております。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

広報の点についてはもう公明党さんおっしゃるとおり、議論の過程をわかりやすく住民の皆様にご説明していく必要というのもありまして、自民党さんや公明党さん、大阪維新の会がどう考えているのかというのをしっかり説明していかないと、住民さんにとっては協議が全く見えないということにつながりますので、広報の強化というのは大阪維新の会からもぜひよろしくお願いいたします。

加えまして1点、前回非常に問題になりましたデマ対策といいますが、非常に悪質な話が流布しまして、それをきっちり、理事者、役所のほうからそれは違うというのを明確に打ち出していただいような対策もぜひお願いいたします。例えば今、「都構想」というふうに検索するとこういうサイトが出てきまして、「今さら聞けない「大阪都構想」」というふうに書いております。この中身は、例えばこちよつと下、文字が潰れて読みづらいんですけども、都構想の本当の目的は借金の少ない大阪市の税収を借金の多い大阪府に吸い上げる仕組みというふうに書いてます。これは下にスクロールしていきますといろいろデータが載ってあるんですけども、大阪府債残高は増えて市債残高は減ってるのかですね。通常収支差額に関してです。府債残高については、再三申し上げておりますが、臨財債を除く大阪府債に関しては1兆円近く減らしております。ここにも書かれてますが、起債許可団体に転落と書いてますが、これは実質公債費比率も18%回復しまして、大阪府は起債許可団体に入っていません。かつ、大阪府の実質収支は11年間黒字も続けています。非常に悪質な言い回しです。この下にはですね、大阪市から2,000億円のサービスが削られて、現在の市民サービスを2,000億円分割することというふうに記載があります。都構想と調べると住民さんはこういう情報に当たってしまうというのが現状なんですね。

これ非常に申し上げにくいんですが、この画面を一番下にスクロールしていくとこの協

議会委員のお名前が2人入っております。川嶋委員と北野委員におかれましては、是々非々とおっしゃるのであれば、こういったですね、川嶋委員のそもそも反論の論文にも書かれていないような内容をいまだに記載するというのは決してよくないと思いますので、必ずこのサイトに関しては、是々非々とおっしゃるのであれば即刻消去していただきますようお願いいたします。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

我々の会派でいろいろと議論して書いておりますけれども、基本的に、もし間違いがあれば具体的にご指摘いただけたら、また改めて理事者のほうからもご指摘いただけたら、それはそれで修正しますので、具体的に理事者の方、教えてください。

以上です。

(今井会長)

ということは先ほどの点は修正されるということですか。

(川嶋委員)

だから具体的にきちっと理事者の方とお話しさせていただきます。

(松井委員)

理事者というても、起債許可団体じゃないよ。

(川嶋委員)

だからそこは修正が間に合っていないので、修正、直しますので。そういうところは。

(今井会長)

理事者から提案があったら修正されるということですか。

(川嶋委員)

ちゃんと教えてくださいと言ってるんです。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

理事者からの提案で修正してほしいわけではなくて、別に委員の責務として、今ここで委員間協議で間違いを認められて訂正されたら、もしくは消去されたらいいと思う。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

ですので、修正ができてない分もあるので、それはきちっと修正します。具体的なことはまた理事者にちゃんと確認してやります。

(今井会長)

わかりました。それについては川嶋委員修正されるということで認識したいと思います。

それでは、この件については終わります。

いろいろご意見ございました。万博会場の建設費負担やI R納付金の件、また将来的な庁舎建設に対して考慮が必要ではないのかといった内容について協議してはどうかというご意見が概ね支持されていたように思います。いずれにしましても一定お預かりをさせていただきますまして、代表者会議で協議をさせていただきます。先ほど広報についてもわかりやすくというふうな話もございましたし、間違った広報もされていたということもございますので、今後の市民の皆様方に法定協の立場での、協定書作成に当たっての立場での広報のあり方について広く検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほか何かご意見がありましたら。ないですか。

はい。特にご意見がございませんので、これで協議会を終了いたします。

この後、第6委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の方はご参集いただきますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。